

仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2022-012

申 立 人：X

申立人代理人：弁護士 湯尻 淳也

被 申 立 人：公益財団法人日本自転車競技連盟（Y）

被申立人代理人：弁護士 畑 敬

同 小池 修司

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

申立人と被申立人は、申立人の被申立人に対する JSAA-AP-2022-012 号仲裁事案の仲裁申立て（以下「本仲裁申立て」という。）に関し、次のとおり合意する。

第 1 条 被申立人は、2022 年 10 月 18 日までに、第 90 回全日本自転車競技選手権大会ロード・レース（WE+WU23）（以下「本大会」という。）に関する下記の内容の Communiqué 1 の改定版を公表する。

記

1. エントリー数・共通器材車等の実情を勘案し、共通器材車への選手供出自転車の搭載及びチームスタッフの搭乗を認める。但し、選手供出自転車の搭載及びチームスタッフの搭乗は、本大会全体で最大 4 台及び 4 名までとする。
2. 搭載及び搭乗を希望する選手の中から、前項但書の受容台数及び人数の範囲内で、以下の（1）と（2）に該当する選手を交互に選出していく。
 - (1) 前年度当大会上位者
 - (2) 今年度エントリー締め切り時点 UCI ランキング上位者
3. 前項により選出された選手を、監督／ライダーズ・ミーティングにおいて発表する。

第 2 条 本仲裁申立てにかかる費用は、各自の負担とする。

理 由

第1 判断の理由

- 1 申立人は、2022年10月4日、同日付け仲裁申立書により、被申立人が2022年9月15日に行った本大会特別規則「女子エリート」「WE+WU23」第1項（チームカーは競技に随行できない）を定めた決定の取消し等を求めて、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てた。
- 2 本件スポーツ仲裁パネルは、2022年10月17日、同日付け審問期日において、当事者双方の承諾を得て、当事者双方に和解案の提案を行い、申立人及び被申立人は、同日、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、スポーツ仲裁規則第45条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。
- 3 以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とする要請を受けてこれを相当と認め、和解内容を仲裁判断とする。

第2 仲裁手続の経過

別紙仲裁手続の経過のとおり

第3 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは、主文のとおり判断する。

以上

2022年10月18日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 浦川 道太郎

仲裁人 角 紀代恵

仲裁人 高田 佳匡

仲裁地 東京

仲裁手続の経過

- 1 2022年10月4日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「委任状」「証拠説明書」及び書証（甲1～5）を提出し、仲裁を申し立てた。
- 2 同月5日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理し、事態の緊急性に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断し、規則第50条第1項及び第3項に基づき、本件を緊急仲裁手続によることを決定した。
- 3 同日、機構は、仲裁人長として浦川道太郎を、仲裁人として角紀代恵及び高田佳匡を選定し、それぞれ「仲裁人就任のお願い」を送付した。
- 4 同月6日、浦川道太郎及び角紀代恵は、仲裁人長及び仲裁人就任を承諾した。
- 5 同月7日、被申立人は、機構に対し、「委任状」を提出した。
同日、高田佳匡は仲裁人就任を承諾し、浦川道太郎を仲裁人長とする本件スポーツ仲裁パネルが構成された（当事者への通知は同月11日）。
- 6 同月12日、本件スポーツ仲裁パネルは、本件の審問の会場等の詳細及び出席者並びに証人申請等に関して「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
- 7 同月13日、被申立人は、機構に対し、「答弁書」「証拠説明書（1）」「証人尋問申請書」「上申書」及び書証（乙1～17）を提出した。
- 8 同月14日、機構は、仲裁専門事務員として山本皓太を選定し、「仲裁専門事務員就任のお願い」を送付した。
同日、山本皓太は仲裁専門事務員就任を承諾した。
同日、申立人は、機構に対し、「主張書面（1）」を提出した。
同日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人側より申請のあった補佐人及び証人の採用及び尋問時間に関して「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
同日、被申立人は、機構に対し、「主張書面1」「証拠説明書（2）」及び書証（乙18）を提出した。
- 9 同月15日、申立人は、機構に対し、「主張書面（2）」を提出した。
- 10 同月17日、審問が開催された。審問において、本件スポーツ仲裁パネルは、当事者双方の承諾を得て、当事者双方に和解案の提案を行い、申立人及び被申立人は、この和解案に合意した。また、申立人及び被申立人は、規則第45条に基づき、その和解内容を仲裁判断とすることを要請した。
審問の終了に伴い、本件スポーツ仲裁パネルは、審理を終結した。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 山本 和彦
（公印省略）